

5. 今月のトピックス「イチゴうどんこ病について」

◆イチゴうどんこ病とは？◆

イチゴうどんこ病は、果実、葉、果梗、蕾などの各部位に発生します(図 1)。特に果実に発生すると商品価値が失われることから、イチゴの重要病害となっています。

うどんこ病は作物ごとに病原菌が異なり、イチゴうどんこ病はイチゴ以外の作物には感染しません。



図 1. イチゴの果実及び葉の病徴(三重県農業研究所 黒田克利氏原図)

◆病徴と被害◆

本病は初め葉に発生し、表面にクモ糸状のカビ(菌糸)を生じ、その後うどん粉を撒いたような白い粉状の胞子が形成されます。蕾に発生すると、花弁が紫紅色に着色し、開花しても果実が肥大しなくなります。未熟な果実に発生すると肥大が悪くなるとともに、成熟しても果色が悪くなります。

三重県では育苗期の 6~7 月に発生が多い傾向ですが、真夏に入ると高温により抑制されます。しかし、本圃定植後は気温の低下に伴い、11~2 月頃に再び発生します。また、発生量は年次によって差が見られます(図 2)。

◆病原菌の特徴◆

病原菌(*Sphaerotheca aphanis*)は子のう菌類と呼ばれるカビ(糸状菌)の一種で、

生きた植物でしか増殖できません。胞子の発芽適温は 17~20℃前後ですが、0℃前後の低温に遭遇するとかえって発芽しやすくなることから、比較的低温性の病原菌です。

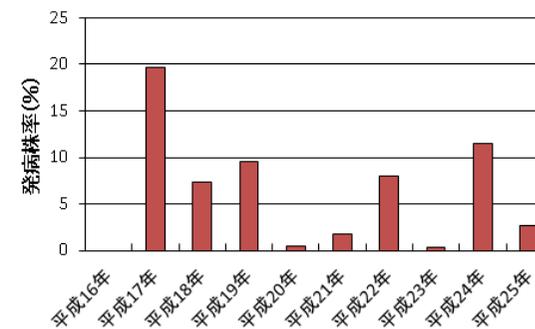


図2. 県内のイチゴうどんこ病発生状況の推移

※7月における年度別巡回調査結果。

※各圃場 50 株、育苗圃における調査。

◆発生しやすい条件◆

他の多くの病害と比べ、本病は乾燥条件でも感染・発病するため、ハウスで多発することがあります。また、生育が旺盛な時と比べ、草勢が衰えた時に多発します。このため、育苗時には親株が先に発病し、その後子苗に伝染します。

◆防除対策◆

- 1) 発病部位は伝染源となるため、見つけ次第速やかに取り除いてください。
- 2) 一度多発生すると防除は困難なため、薬剤防除は発生前の予防に重点を置いて実施してください。
- 3) 育苗期の防除を徹底し、感染苗の本圃への持ち込みを防いでください。
- 4) 本圃での予防には、硫黄粒剤の加熱くん煙処理による防除が有効です。
- 5) 発病を認めたときは、散布間隔を短縮して集中的に散布し、感染拡大を防いでください。
- 6) 葉裏から発生しやすいので、防除を行うときは薬液が葉裏に十分かかるよう丁寧に散布してください。
- 7) 薬剤抵抗性の発達を防ぐため、同一薬剤の連用は避けてください。